

総務財政委員会 令和2年11月26日
総務部 資料2番
所管 人事課

## 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例について

### 1 改正の主な内容

特別給（期末手当）〔第16条及び第29条〕

- ・年間の支給月数を0.05月引下げ（現行2.60月→2.55月）

#### 【現行】

	6月	12月	3月	計
期末手当	1.15月	1.20月	0.25月	2.60月

#### 【改正後】

	令和2年度				令和3年度以降			
	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計
期末手当	1.15月	1.15月	0.25月	2.55月	1.125月	1.175月	0.25月	2.55月

### 2 改正理由

民間給与実態調査の結果、特別給については、職員の支給月数が民間の支給割合を0.05月分上回っていた。

民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.05月引下げ2.55月とする。

### 3 施行予定日

令和2年度分は公布の日、令和3年度以降分は令和3年4月1日

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p>令和元年10月4日 条例第26号</p> <p>第1条から第15条まで（現行のとおり） （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第16条（現行のとおり）</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合には100分の115</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（現行のとおり）</p> <p>第17条から第28条まで（現行のとおり） （パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第29条（現行のとおり）</p> <p>2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合には100分の115</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（現行のとおり）</p> <p>第30条から第33条まで（現行のとおり）</p>	<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p>令和元年10月4日 条例第26号</p> <p>第1条から第15条まで（略） （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第16条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（略）</p> <p>第17条から第28条まで（略） （パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第29条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（略）</p> <p>第30条から第33条まで（略）</p>

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p>令和元年10月4日 条例第26号</p> <p>第1条から第15条まで（現行のとおり） （フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第16条（現行のとおり）</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（現行のとおり）</p> <p>第17条から第28条まで（現行のとおり） （パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第29条（現行のとおり）</p> <p>2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（現行のとおり）</p> <p>第30条から第33条まで（現行のとおり）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p>令和元年10月4日 条例第26号</p> <p>第1条から第15条まで（略） （フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合には100分の115</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（略）</p> <p>第17条から第28条まで（略） （パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第29条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合には100分の115</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（略）</p> <p>第30条から第33条まで（略）</p>